平成21年(行ウ)第49号 木曽川水系連絡導水路事業公金支出差止請求事件 原 告 小 林 收 外91名 被 告 愛知県知事 外 1名 次回期日:5月16日

## 意 見 書

平成24年5月11日

名古屋地方裁判所 民事第9部 A2係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 在 間 正 史

同 髙 森 裕 司

同 濵 嶌 将 周

同 小島智史

被告ら申請の証人中根俊樹について

同証人は、陳述書(乙53)の経歴書によれば、平成24年4月から土地水資源 課主幹となり、水資源の水需給計画、その利用の調整及び調査などを担当するよう になった。それ以前は、一貫して、農林水産部の農業用水および農地の農業基盤部 門を担当している。

本件は2004(平成16)年6月に全部変更された第IV次(04年)木曽川水系フルプランにおける愛知県需給想定、特に本件導水路によって木曽川での取水を可能にする徳山ダムの水道用水の供給地域とされる愛知用水地域の2015年の需給想定が問題となるものであるが、同証人は愛知県需給想定調査調査票(Z21)の作成や第IV次(04年)木曽川水系フルプランの変更の作業がされていた平成15年度においては、土地水資源課に所属しておらず、これらに直接携わることはなかった。

したがって、同証人は、現在までの水需給の現況については直接体験している部分があり、直接証拠として適格であるが、愛知県需給想定調査調査票(乙21)の作成や第IV次(04年)木曽川水系フルプランの変更については直接体験したことは全くないので証人として不適格である。これについては、例えば、当時土地水資源課長であった松下栄夫(現在は愛知県の農業基盤部門の外郭団体である財団法人愛知・豊川用水振興協会に理事長として天下っている)が適格な証人である。

同証人は愛知県需給想定調査調査票の基準年から現在までの水需給の現況については直接体験している部分があって証人として適格であるのに、その陳述書(乙53)には、このことが全く書かれていない。また、徳山ダムの水道用水の供給地域である愛知用水地域の愛知県需給想定調査における水需給については、ただ2015年需要想定値(一日最大取水量)の数値が書かれているだけで殆ど何も書かれていない。

よって、中根俊樹陳述書(乙53)の記載内容では、同証人は、その直接証拠性、 記載内容の十分性において、いずれも欠けており、証人として不適格である。